

# 審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第7条第4項
処分の概要	許可証の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	・ 古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項（許可証の書換えの申請）
審査基準	
標準処理期間	5日
申請先	申請書は、あなたの営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	